

手続方法及び必要書類等について

手続きを組合の窓口でされる方

下記のものを持参の上、組合窓口へお越しください。

- ① 初回の保険料
(なお、手続きの時期により 2 ヶ月分の保険料を持参していただく場合もあります。)
 - ② 印鑑
 - ③ 次回以降の保険料口座振替を希望される方は、**十六銀行の本支店のみ** 口座振替ができます。
希望される方は上記金融機関いずれかの
★口座番号のわかるもの }
★金融機関への届出印 } を持参してください。
- ※ 資格喪失時に年金等の受給をしている被扶養者を認定されていた方は、年金受給金額のわかるもの(年金振込通知書等の写)を持参下さい。

手続きを郵送にてされる方

下記の書類を同封して、**現金書留**にて送付して下さい。

- ① 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
- ② 被扶養者異動届【資格喪失時に、被扶養者に認定されていた方がいる場合】
※資格喪失時に年金等の受給をしている被扶養者を認定されていた方は、年金受給金額のわかるもの(年金振込通知書等の写)を添付して下さい。
- ③ 初回の保険料
(なお、手続きの時期により 2 ヶ月分の保険料を送付していただく場合もあります。)
- ④ 次回以降の保険料口座振替を希望される方は、**十六銀行の本支店のみ** 口座振替ができます。
希望される場合は、口座振替依頼書が必要となります。

※ 被扶養者の認定を引き続き希望される場合に、必要な書類を別途いただく場合がありますので、ご了承ください。